

福島学院大学・福島学院大学短期大学部 受験上の合理的配慮について

本学では、障害等のある方を対象に、受験及び修学における合理的配慮の提供を行っています。受験上の配慮を希望される場合は、事前の相談及び申請が必要です。

【申請～決定の流れ】

- ① 受験上及び修学上で合理的配慮を希望される方は、選抜種別ごとに指定する期間内に入学広報課にご相談ください。
- ② 「合理的配慮に関する申請書」を各期日までに入学広報課に提出してください。
- ③ 状況により本学担当者より電話等で配慮内容等を確認・相談させていただきます。
※医師の診断書（写）や障害者手帳（写）等の提出を求めることがあります。
- ④ 本学内で配慮内容等を協議します。
- ⑤ 本学担当者より配慮決定について通知します。

※令和7年度 受験上の合理的配慮の事前相談・申請受付日程および「合理的配慮に関する申請書」は[こちらからダウンロード](#)できます。

（注意）

内容によって対応に時間を要することもあるため、原則として期日までの申請が必要です。校内協議の結果により、対応が難しい場合もありますのでご了承ください。

【配慮の例】

- ・試験室や座席の配慮
- ・面接試験での順番の調整
- ・補聴器、拡大鏡等の持参使用許可
- ・服薬や水分補給等の許可
- ・注意事項等の文書による伝達 等

■連絡先

〒960-0181 福島県福島市宮代乳児池 1-1

福島学院大学 入学広報課

TEL : 024-553-3253

Mail : a-o@fukushima-college.ac.jp